

湧別町立ゆうべつ学園 「学校いじめ防止基本方針」

【目的】 「いじめ防止対策推進法（第13条）」及び「北海道子どものいじめ防止に関する条例」に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。本校は、「いじめ防止対策推進法（第13条）」及び「北海道子どものいじめ防止に関する条例」、さらに湧別町の基本方針に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全校体制でいじめの防止・早期発見・適切な対処を図ることを目的とする。

1 いじめの防止等にたいする基本的な方向に関する事項

<いじめの定義と内容>

いじめとは、当該児童生徒が一定の人的関係にある他の児童生徒から心理的・物理的影響を受け、心身の苦痛を感じている行為（インターネット上のものを含む）を指します。

具体的には以下の行為が該当します

- ①冷やかし、からかい、悪口、脅し
- ②仲間はずれ、無視
- ③軽度・重度の暴力行為（叩く、蹴る等）
- ④金品の強要、破損、隠匿、廃棄
- ⑤恥ずかしい・危険な行為の強要
- ⑥インターネット上での誹謗中傷

2 いじめ防止等のための基本施策

（1）いじめの防止

- ①道徳教育、体験活動、生命の安全教育の推進
- ②児童生徒の主体的活動の支援
- ③自己肯定感および自己有用感の育成
- ④性的マイノリティおよび多様な背景を持つ児童生徒への支援
- ⑤思いやりやコミュニケーション能力の育成
- ⑥教職員の指導上の言動への配慮
- ⑦学校基本方針の周知（ホームページ、懇談会、入学時配布等）

（2）いじめの早期発見

- ①定期的なアンケートおよび教育相談の実施（年2回）
- ②児童生徒の変化把握と情報共有の徹底
- ③「SOS の出し方」に関する教育の充実
- ④いじめの兆候に対する積極的な認知と記録管理
- ⑤「ほっと」や「QU」等のツールを活用した客観的把握

（３）いじめへの対処

- ①いじめ発見時の迅速な報告と対応
- ②「学校いじめ防止対策組織」による組織的な対処
- ③被害児童生徒への継続的支援および安心環境の整備
- ④加害児童生徒への適切な指導と再発防止策の実施
- ⑤関係児童生徒への指導および学級全体への働きかけ
- ⑥教育委員会、警察、相談所等との連携強化

（４）インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめは、匿名性や拡散性などの特性により深刻な影響を及ぼす可能性がある。本校では、児童生徒の安心と安全を第一に考え、以下の対応を行う。

- ①被害児童生徒からの申し出を受けた際は、状況の聞き取り等を通じて、必要な初期的把握に努める。
- ②状況に応じて、証拠保全や加害者の特定、または法的措置が必要な場合は、速やかに教育委員会や警察等の関係機関と連携する。
- ③関係児童生徒の心理的支援や関係修復については、保護者や専門職（スクールカウンセラー等）と連携のうえ慎重に対応する。
- ④情報モラル教育や啓発活動を通じて、児童生徒・保護者の意識向上を図る。

（５）学校評価

- ①いじめの早期発見に関する取組
- ②いじめの再発防止に関する取組

３ 重大事態への対処

以下のいずれかの場合には重大事態とし、湧別町教育委員会に報告し、調査組織を設置します

- ①生命、心身、財産に重大な被害が疑われる場合
- ②年間 30 日以上、またはそれに相当する欠席がある場合
- ③保護者等から重大な被害の申し立てがある場合、調査結果は関係者に適切に提供し、必要な支援を継続します。

【生徒指導・相談体制・職員研修】

- ・校内教育支援委員会、生徒指導部会の活用
- ・教育相談週間の実施、定期的および随時の教育相談
- ・生徒指導事例研修、カウンセリング研修、啓発資料の活用

【教育活動の重点】

- ・生徒指導、道徳教育、特別活動、特別支援教育の充実
- ・読書活動およびあいさつ運動の推進

【児童生徒の主体的活動】

- ・あいさつ運動、ボランティア活動等を通じた自主的な取組

※本方針は、必要に応じて随時見直しを行い、社会情勢や児童生徒の実態に即したいじめ防止対策を講じてまいります。

【学校教育目標】 「多様な仲間と協働して学び続ける子どもが育つ」学園の創造

- 自ら学び考え、進んで伝え合う子
- 心豊かで、思いやりのある子
- 積極的に行動し、粘り強くやり抜く子
- 生命を大切にし、健康でたくましい子

【家庭・地域との連携】

- 学級 PTA
- PTA 総会
- 学校運営協議会

【学校いじめ防止対策組織】

- 〔目的〕 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための常設の中核的組織
- 〔構成〕 校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年担当(担任等)

【関係機関との連携】

- 湧別町教育委員会
- 遠軽警察署
- 児童相談所 等

【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- 読書活動とあいさつ運動の推進

【児童生徒の主体的な活動】

- 児童生徒会活動の充実
- * あいさつ運動
- * ボランティア活動

【いじめの未然防止】

いじめはどの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。

〔教職員の取組〕

- 分かりやすい教科授業実践
- 生徒・教師が一体となって成就感・達成感を味わうことのできる学校行事・学級活動・道徳指導の充実
- 情報モラル指導の充実
- 受容と共感を根底にした生徒指導
- 教職員の言動への配慮

〔児童生徒の取組〕

- いじめ防止キャンペーン（仮称）の取組み
- 「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を基本として「自分づくり」に励み、他者の思いや願い、考えを理解し、共に向上しようとする環境づくり
- 性的マイノリティ・多様な背景の児童生徒への支援
- 〔保護者の取組〕
- 我が子の観察及び学校との連携（報告・連絡・相談）

【いじめの早期発見】

早期発見が早期解決につながるという認識のもと、児童生徒へのアンケート、職員間での情報共有及び保護者との連携等により情報を収集する。

〔教職員の取組〕

- 定期的なアンケート（５月・１０月）
- 教育相談を通じた聞き取り
- 保護者が相談しやすい環境づくり
- 「SOS の出し方」教育の充実

〔児童生徒の取組〕

- 学校・保護者・関係機関への相談
- 〔保護者の取組〕
- 我が子の観察及び学校への報告・連絡・相談
- 悩みを親へ相談できる雰囲気作り

【いじめに対する措置】

問題軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

〔教職員の取組〕

- 複数の教職員による速やかな事実確認及びいじめ対策委員会の開催
- 被害児童生徒の保護及び保護者・関係機関との連携
- 個人情報の適切な管理

〔児童生徒の取組〕

- 「いじめは許さない」「一人で悩まない」という雰囲気づくり
- 〔保護者の取組〕
- 被害児童生徒保護者の我が子を守り抜く姿勢
- 加害児童生徒保護者の事後指導
- 被害及び加害児童生徒保護者と学校との連携

【生徒指導体制】

- 校内教育支援委員会
- 生徒指導部会
- 職員会議
- 職員研修

【相談体制】

- 定期的教育相談及びチャンス相談実施
- 教育相談週間の設定

【職員研修】

- 生徒指導事例研修
- カウンセリング研修
- 各種啓発資料活用

4 付 則

年	月	日	改訂等
令和 7 年	6	1 7	防止施策に「生命の安全教育」や「性的マイノリティ支援」等追加
〃	〃	〃	ネットいじめに被害聴取、証拠保全、法的措置等まで明記
〃	〃	〃	重大事態対応に年間 30 日欠席、保護者申立等の具体条件明示